

名古屋銀行DCスーパー定期預金1年

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。
長期に安定した運用が可能です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者
(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産
管理機関または国民年金基金連合会からの委託
を受けた事務委託先金融機関となります。)

3. 預入期間

1年(満期日は預入日の1年後の応答日です。)

4. 商品提供金融機関

株式会社名古屋銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は金融情勢等に応じて新約定金利を
適用します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。
(固定金利)

7. 利払方法

満期時または期限前解約時に一括して利払い
します。満期日には利息を元金に組入れて同一の
期間で自動継続します。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円として6ヶ月複利による計算としま
す。1年を365日として日割りで計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金では利息は課税されません。

10. 満期日の取扱い

満期日に利息を元金に組入れて同一期間のこの
預金に自動継続します。

なお、満期日前に解約される場合には以下の中
途解約利率を適用し元金と利息を払戻します。

11. 満期前解約の取扱い

満期日前に解約する場合は、預入日(または継
続日)から解約日の前日までの日数に応じて、
以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数
点第4位以下を切り捨て)により計算した利息
とともに払戻します。

6ヶ月未満 解約日における普通預金利率
6ヶ月以上1年未満 約定利率 × 50 %

12. 一部解約の取扱い

この預金については元金の一部を解約するこ
とができます。

①一部解約の場合、一部解約の利息は預入日
(または継続日)から一部解約日の前日までの
日数に応じた中途解約利率によって計算しま
す。

②一部解約後の残金の利息は、預入日(または
継続日)から満期日までの日数および預入時
(または継続時)の約定金利によって計算し、
満期日に一部解約後の残金に組入れて同一
期間で自動継続します。

13. お申込み単位

預入金額は1円以上1円単位です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

加入者および運用指図者毎の計算方法は元金
によるものとします。

なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理
機関により計算・管理されます。

* 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

商品提供機関:株式会社名古屋銀行

名古屋銀行DCスーパー定期預金1年

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティネットの有無

本商品は預金保険制度の対象です。当行へ預入の預金について、1預金者あたり元金合計1,000万円までとその利息が保護されます。

当行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で1預金者あたり元金合計1,000万円までとその利息が保護されます。

なお、決済用預金(無利息・要求払い・決済サービスを提供できることの3要件を満たす預金)に該当する預金は、これとは別に全額が保護されます。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

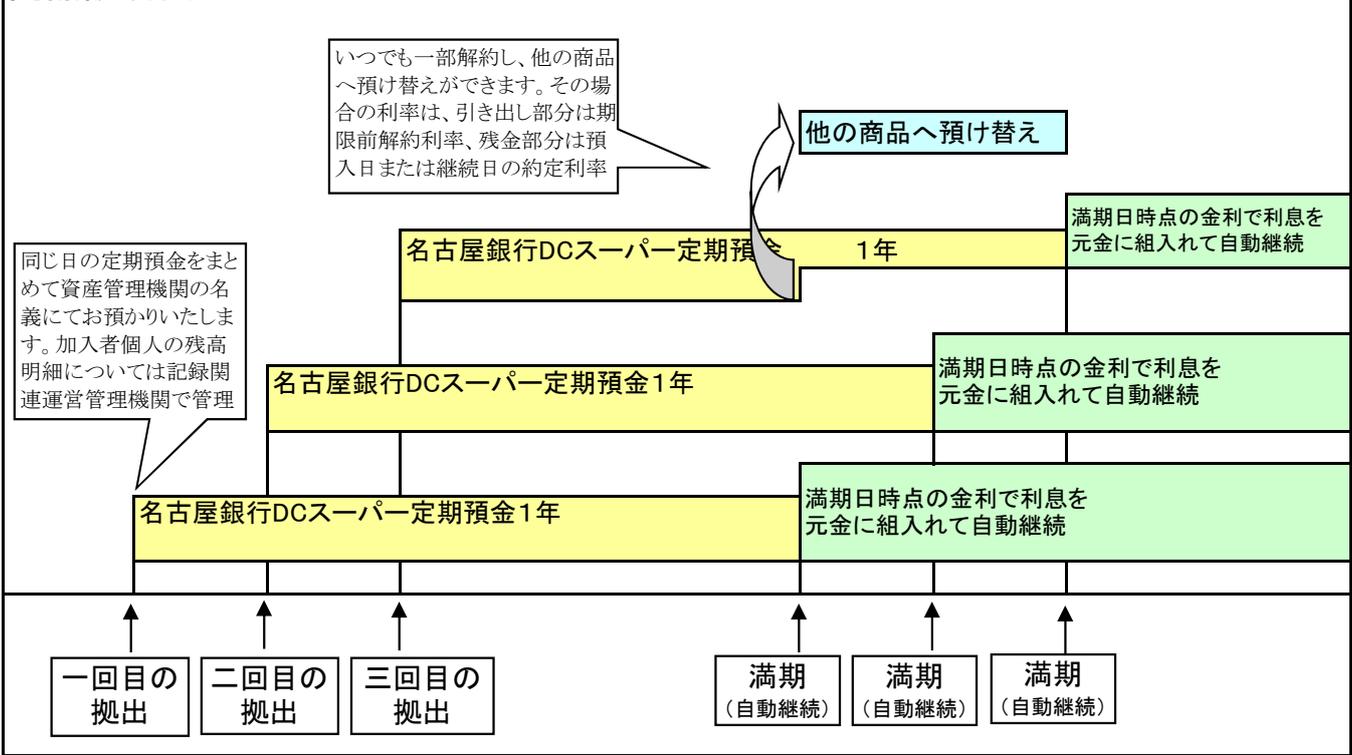
預入日(または継続日)から1年後の満期日に約定金利で計算した利息を元金に組入れて、解約の申し出のない限り自動継続します。

また、預入期間の途中で解約(一部解約を含みます)であっても、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供機関(名古屋銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

※預金保険制度では、金融機関名義の預金は対象外ですが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を、当該加入者の預金に係る債権とみなして、預金保険制度の保護の対象としています。

商品説明図



* 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。